

裏表紙

具体的ないじめの事例

【事例1】

小学3年生を担当しているA教諭は、女子児童Bの母親から「Bの隣の席の男子児童Cが、Bを叩くようだ。気にかけてほしい。」という連絡を受けた。次の日、A教諭はBとCが笑いながら会話している様子を見たので、Bに聞き取り等をするなどの配慮を特段しなかった。その日の放課後、A教諭は「休み時間にBがCに叩かれたようだ。CがBに関わらないようにしてほしい。」という連絡をB母から受けた。次の日、A教諭はBとCの関係をよく見守り、休み時間も校庭の様子を気にかけていた。BとCが笑いながら会話している様子がまた見えたため、A教諭は安心した。その日の放課後、A教諭は「掃除の時間にBがCに叩かれたようだ。Bは学校に行きたくないと言っている。Cを何とかしない限り、Bを学校に行かせない。」という連絡をB母から受けた。次の日、Bは学校を欠席した。

【事例2】

【事例3】

【事例4】

過去に起きたいじめの中でも、軽微だと思っていたものが拡大してしまったような事例を、表現に注意して記載する予定である。

表紙

【教員向けいじめ防止実践事例リーフレット】

生活指導担当者および初任者への聞き取り等から、「いじめの線引きが教員によって異なる」という意見が多かったため、表紙に文部科学省、東京都および練馬区等の公的文書を記載する予定です。

いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(いじめ防止対策推進法(平成25年第711号)最終改正：平成28年5月20日法律第47号)

いじめ防止等の対策を推進する6つのポイント

- 1 軽微ないじめも見逃さない
 ≪教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知≫
 - 2 教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む
 ≪「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応≫
 - 3 相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す
 ≪学校教育相談体制の充実≫
 - 4 子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする
 ≪いじめの解決に向けて、主体的に行動しようとする態度の育成≫
 - 5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る
 ≪保護者との信頼関係に基づく対応≫
 - 6 社会全体の力を結集し、いじめに対峙する
 ≪地域、関係機関等との連携≫
- (いじめ総合対策【第2次】上巻(平成29年2月東京都教育委員会))

練馬区の基本姿勢

〇いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。

〇いじめは、どの児童生徒にも、どの学校(園)においても起こり得るとの認識に立ち、いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い組織で対応する。

【いじめの未然防止編】

学校いじめ防止基本方針の共通理解
※別紙1参照

いじめ防止対策徹底のためのチェックリスト
の活用
※別紙2参照

生活指導担当者および初任者への聞き取り等において、「職員間の連携」に関する意見が多かったため、東京都の資料を参考にして記載する予定です。

※いじめ防止対策推進法

※平成29年2月東京都教育委員会「いじめ総合対策【第2次】」上巻

生活指導担当者および初任者への聞き取り等において、「いじめの未然防止」「いじめ早期発見」「いじめの早期対応」に関する事例についての意見が多かったため、いじめ解消率の高い学校の事例を記載する予定です。

【いじめの早期発見編】

いじめチェックシートの活用
※別紙3参照

生活意識調査の活用
※別紙4参照

生活指導担当者および初任者への聞き取り等において、「いじめの早期発見の効果的な手だて」に関する意見が多かったため、東京都の資料を参考にして記載する予定です。

※平成29年2月東京都教育委員会「いじめ総合対策【第2次】」上巻

※平成29年2月東京都教育委員会「いじめ総合対策【第2次】」上巻

【いじめの早期対応編】

いじめの指導記録例
※別紙5参照

保護者および児童・生徒対応 ※別紙6参照

第1回連絡協議会にて、「いじめの指導記録の参考事例があるとよい」との意見があったため、他の自治体の取組を参考にして記載する予定です。

生活指導担当者および初任者への聞き取り等において、「保護者の初期対応」「児童・生徒への聞き取り方」等についての意見が多かったため、東京都の資料を参考にして、記載する予定です。

※他自治体資料参考

※平成22年3月東京都教育委員会「学校問題解決の手引き」より抜粋